第4章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

沿線の地域特性に関して、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果は下記に示すとおりである。なお、東京都内においては対象事業実施区域¹を含む区市²は、港区、渋谷区、品川区、大田区、目黒区、世田谷区の6区、稲城市、町田市、多摩市、八王子市の4市とした。

4-1 自然的状況

項目		概 況					
	気象	・対象事業実施区域及びその周囲 ³ の気象官署である東京管区気象台の過去 10 年間 (平成 15 年~					
		平成24年)の観測値は以下に示すとおりである。					
		年平均気温	年間降水量	年平均湿度	年間日照時間	年平均風速	
		16.6℃	1654.4mm	59.6%	1911. 2 時間	3.2 m/s	
		・世田谷、羽田、八田					
		び八王子地域気象額					
	大気質	• 対象事業実施区域及				成 19 年度~23 年度	
大気環境 の状況		の5年間において、					
		・二酸化窒素は、平原 準を満たしているが				地点において現児を	
		・浮遊粒子状物質は、		D 47 =		で環境其准を満たし	
		ている。	70人 13 中及13 19	20 中及の 0 中間(て衆先基中を調にし	
		・光化学オキシダン	、は、全測定局にお	いて環境基準を満	またしていない。		
		· 有害大気汚染物質(ベンゼン等 4 物質	及び環境省指針値	が定められる 7 物質	質) は全地点で環境基	
		準を満たしている。					
		・ダイオキシン類は金					
	騒音 振動	· 対象事業実施区域/		ける自動車騒音は、	昼夜ともに環境基	準を満たしていたの	
		は44地点中12地点		# <i>*</i> #	٠		
		新幹線騒音は11地対象事業実施区域及				7	
		・対象事業実施区域が・対象事業実施区域が					
		・ 対象争未天旭凶吸力	又いての河西におり	の担始父畑派劉は	1、昼秋ともに主地	は、「安朗区及を下凹	
		新幹線振動は全地点	豆で指針値を満た1	ている。			
		· 対象事業実施区域及			規制区域に該当す	る。	
	悪臭	· 対象事業実施区域及					
		· 対象事業実施区域及	及びその周囲は、思	長臭防止法に基づく	、規制地域に該当し	、敷地境界線上、排	
		出口及び排出水には		.,			
		・都民の健康と安全を	を確保する環境に関	引する条例に基づき	、悪臭に関する規	制基準が設定されて	
		いる。	- L L L L L L L L L L L L L L L L L L L		Name >	33	
	水象	・目黒川は、世田谷園					
水環境の状況		・多摩川は、山梨県 奈川県の境を流下し			明じ叙多くの文川を	集めく、果尽都と伊	
		・鶴見川は、東京都町			ミめたがら構造市額	.目区で亩方湾に注い	
		でいる。	,四中工政化市 C /1	·wic U、 X/II C A	マップ・チャー・ファ 東京 二十年間	カルド く/N/N1号(C111V・	
		・境川は、城山湖付え	丘を水源とし、東京	で都と神奈川県境を	と南東に流れ、町田	市南部から神奈川県	
		内に入り込み、相格					

^{1 「}対象事業実施区域」:本章のみ「対象事業実施区域」は、方法書と同様に設定して記載した。

² 「対象事業実施区域を含む区市」:地域特性の調査対象範囲は方法書と同様とし、対象事業実施区域に掛かる区市のデータとした。

³ 「対象事業実施区域及びその周囲」:図面 (5万分の1) の範囲内で、対象事業実施区域に掛かる関係区市が表示されている範囲。

項	I	概 況		
水環境の状況	水質	・対象事業実施区域及びその周囲における平成 24 年度の水質測定結果は、生活環境の保全に関する項目は、溶存酸素量 (DO) 、生物化学的酸素要求量 (BOD) 及び浮遊物質量 (SS) は全地点で		
		環境基準を満たしているが、水素イオン濃度(pH)及び大腸菌群数は、一部の地点で環境基準を満たしていない。また、人の健康の保護に関する項目では、全シアン、PCB、ふっ素及びほう		
		素は環境基準を満たしていない地点があるが、それ以外の項目は全地点で環境基準を満たしている。ダイオキシン類は、全地点で環境基準を満たしている。 ・人の健康の保護に関する地下水水質測定結果は、世田谷区の1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性		
		・大の健康の保護に関する地下が水質例定相来は、医田石区の「地点で明酸性至素及び亜明酸性 窒素が環境基準を超過しているが、その他の地点は全ての項目で環境基準を満たしている。ま た、ダイオキシン類地下水は、全地点で環境基準を満たしている。		
	底質	・対象事業実施区域及びその周囲におけるダイオキシン類水環境(底質)は、全地点で環境基準を満たしている。		
	水資源	・対象事業実施区域及びその周囲における漁業権は3件設定されている。 ・対象事業実施区域及びその周囲における水源は2箇所ある。		
		・対象事業実施区域及びその周囲における土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要		
土壌及び地盤の状況		届出区域は、要措置区域 2 箇所及び形質変更時要届出区域 25 箇所の合計 27 箇所が指定されている。		
		・対象事業実施区域及びその周囲におけるダイオキシン類土壌環境調査結果は、全地点で環境基準を満たしている。		
		・対象事業実施区域及びその周囲における最大隆起は 1.0mm である。		
		・対象事業実施区域及びその周囲における最大沈下は-15.9mm である。		
		・対象事業実施区域及びその周囲において、都立自然公園 1 箇所が指定されている。また、東京 における自然の保護と回復に関する条例に基づき保全地域 9 地域が指定されている。		
		・対象事業実施区域及びその周囲において、東京都のすぐれた自然図に記載されているすぐれた 地形・地質・自然現象は2箇所、日本の地形レッドデータブックの危機にある地形が2箇所、		
		文化財保護法等に規定する地形・地質に係る天然記念物は区指定1箇所が存在する。 ・東京都内陸部の地形は、西が高く、東の方向へ次第に高度を減じ、また群馬県高崎市から埼玉		
		県飯能市を通って八王子市へ延びる八王子構造線によって、西部の関東山地と東部の関東平野 に二分される。		
地形及び地質の状況		・平野部の大部分を占めるのは武蔵野台地と呼ばれる洪積台地である。表面は一様にローム層に おおわれているが、ローム層の下位には、西部では礫がち堆積物が、東部では砂がち堆積物が 分布している。ローム層の下位の堆積物は段丘崖を除いては、直接地表に分布することはない。		
		未固結の堆積物で、洪積世中期以降に堆積したものである。 ・武蔵野台地の東側には、氾濫低地が分布している。低地を構成する地層は、いわゆる「沖積層」		
		と呼ばれる地層である。多摩川に沿って礫がち堆積物が分布し、海岸近く及び埋立地には砂が ち堆積物が、そして台地内の谷底平野には泥がち堆積物が分布している。沖積層は全て未固結 堆積物で、砂がち堆積物及び泥がち堆積物、あるいはそれらの互層により構成されている。		
		・対象事業実施区域及びその周囲には、鉱山は存在しない。		
		・東京都内には自然環境保全地域の野生動植物保護地区に指定されている地域はない。		
	動物	・対象事業実施区域及びその周囲において、鳥獣保護区6箇所が指定されている。		
		・自然環境保全基礎調査(種の多様性調査)で確認された哺乳類はタヌキ、キツネ、アナグマ、		
動植物の 生息で を 生育、 植生 と で 状況		イノシシである。		
		・重要な鳥類はブッポウソウ、ミゾゴイ、サシバ、ヒクイナ、ヨシゴイ、ヨタカ、ハイタカ等で ・ス		
		ある。 ・ 重要な両生類・爬虫類はトウキョウサンショウウオである。		
		・重要な昆虫類はムカシヤンマ、ゲンジボタル、ハルゼミ、オオムラサキである。		
		重要な魚類はミヤコタナゴ、ゼニタナゴである。		
	植物	・対象事業実施区域及びその周囲において、天然記念物(植物)が46件指定されている。 ・対象事業実施区域及びその周囲において、特定植物群落が12箇所存在する。また、巨樹・巨木		
	藻場・干	林は、存在しない。 ・対象事業実施区域及びその周囲において、3箇所の干潟の消滅を確認した。環境省の日本の重		
	潟・湿地	要湿地 500 で指定されている湿地は 2 地域に存在する。		
	生態系	・対象事業実施区域及びその周囲は本州中部太平洋側区域に属する。本州中部太平洋側区域は暖温帯に属し、年間降水量は中位で、冬季の積雪は少ない区域となっている。この区域の生物学		
		的特性を示す植生はスダジイ、タブノキ等の照葉樹林である。また、この区域は動物相の固有性が高く、ニホンザル等の生息により特徴づけられる。		

項目		概 況
人と自然	景観	・対象事業実施区域及びその周囲において、自然景観資源は、湖沼景観1件、河川景観1件が分布している。・対象事業実施区域及びその周囲において、主要な眺望点が36地点存在する。
との触れ 合い	人と自然 との触れ 合いの活 動の場	

4-2 社会的状況

項目	概 況
2.00	・平成15年から平成25年までの5年ごとの人口推移は、東京都全体では増加傾向がみられ、 対象事業実施区域を含む区市においては多摩市を除き、増加傾向を示している。
人口及び産業の状況	・対象事業実施区域を含む区市の産業の状況は、いずれの地域も第1次産業及び第2次産業の就業人口の割合が全国水準に比べて低く、第3次産業の割合が全国水準よりも高くなっている。
土地利用の状況	 対象事業実施区域を含む区市の面積は、東京都の面積の約23%に相当する約49,000haとなっている。また、八王子市を除く地域においては宅地が最大面積を占めているが、八王子市においては森林が最大面積を占めている。 対象事業実施区域を含む区市のほとんどの地域が都市計画区域となっている。用途地域の指定状況は、行政区域面積に対し、大田区及び稲城市では9割程度、町田市では8割程度、八王子市では5割程度であるが、それ以外の区市においては、概ね用途地域が指定されている。
地下水の利用の状況	 ・東京都では、地下水を採取する事業者に対して、地下水の採取許可、採取量の報告等を義務づけている。 ・法令別地下水揚水量を見ると、温泉法における事業数は大田区が23事業所と最も多く、次に世田谷区が8事業所となっている。また、環境確保条例における事業所数は八王子市が131事業所と最も多く、町田市が82事業所と続いている。 ・対象事業実施区域及びその周囲において、湧水保全ポータルサイトに記載のある「代表的な湧水」は、品川区の池田山公園、世田谷区の等々力渓谷等37箇所であり、都選定の「東京都の名湧水」は、大田区の洗足流れ及び六郷用水等12箇所がある。
交通の状況	・対象事業実施区域及びその周囲において、鉄道は 25 路線が営業している。 ・対象事業実施区域及びその周囲において、主要な道路として、一般国道 1 号、一般国道 15 号、一般国道 16 号、一般国道 131 号、一般国道 246 号、一般国道 357 号、一般国道 466 号等があり、都市高速道路として首都高速道路がある。
学校、病院その他の環境の 保全についての配慮が特 に必要な施設の配置の状 況及び住宅の配置の概況	・対象事業実施区域の学校等は、430施設あり、医療・福祉施設等は、193施設ある。 ・対象事業実施区域の内、区部では、港区、品川区、目黒区は商業及び工業系地域の割合が高く、中高層建築物が主である。大田区、世田谷区は、住居系地域の割合が高く、中高層建築物に比べて、低層建築物が多くなっている。市部では、町田市は用途指定がない区域も多いが、稲城市、多摩市、八王子市とともに住居系地域の割合が高く、低層建築物が多くなっている。
環境の保全を目的として 法令等により指定された 地域その他の対象及び当 該対象に係る規制の内容 その他の状況	・対象事業実施区域の文化財は103件である。 ・対象事業実施区域を含む区市において、埋蔵文化財包蔵地は、3,442箇所存在する。 ・対象事業実施区域及びその周囲において、風致地区は5箇所が指定されている。
その他の事項	・東京都の水源は、ほとんどが河川水で、地下水の比率は 0.2%となっている。河川水は、78%が利根川・荒川水系、19%が多摩川水系である。 ・対象事業実施区域を含む区市の下水道の整備状況は、町田市が97%、稲城市が98%、八王子市が99%であるが、その他の区市は100%である。 ・対象事業実施区域を含む区市の一般廃棄物可燃ごみの割合は、渋谷区及び大田区では約93%、世田谷区では約92%と高く、目黒区では約66%、品川区では約69%と低くなっている。・一般廃棄物の処理状況は、稲城市、町田市、多摩市の焼却処理の割合は80%を超えている。なお、23 区では、区内で中間処理し、その後、都が設置・管理する最終処分場で埋立処分を行っている。・東京都内の産業廃棄物の総排出量状況は、産業廃棄物の排出量2,257万tの内、99.1%にあたる2,235万tが中間処理され、直接再生処理されるのは排出量の9万t(0.4%)、直接最終処分されるのは12万t(0.5%)である。中間処理される産業廃棄物は、脱水、焼却等の中間処理を経て減量化され、その内646万tが再生利用、67万tが最終処分されている。・対象事業実施区域を含む区市における温室効果ガスの排出量は、平成23年度実績で20,063千t-C02である。